

国外所得免税（又は仕向地主義課税）移行論

についてのアメリカの議論の紹介と考察

浅妻 章如*

要 約

伝統的な国際租税政策論においては、資本輸出中立性の考慮から全世界所得課税・外国税額控除方式（worldwide system・credit method）が支持されてきた。そして、アメリカは長年実際にも全世界所得課税を採用してきた。しかし、近年学説レベルで国内所得課税・国外所得免税方式（territorial system・exemption method）への移行論が活発化している。国外所得免税移行論は学界で議論されているだけという印象であったが、2005年報告書の中で、政府文書の中では恐らく初めて国外所得免税移行論等が大きく取り上げられるようになった。

国外所得免税移行論といっても、純粋な worldwide system から純粋な territorial system を主張する議論はあまりなく、多くは準 worldwide system（外国子会社の所得について課税繰延がある、外国税額控除に限度がある）から準 territorial system（全ての国外所得を免税とするのではなく portfolio income については外国税額控除方式）への移行を論じている。そして2005年報告書の国外所得免税移行論もまた、国外源泉の事業所得についての免税を提案するものである。なお、2005年報告書は二つの提案を出しており、国外所得免税移行論は SITP（The Simplified Income Tax Plan）についてのものであるが、もう一つ、消費型所得課税を志向する GITP（The Growth and Investment Tax Plan）も提案している。GITP の中では国際課税について仕向地主義課税が提案されている。

伝統的な国際租税政策論では資本所得課税の文脈で資本輸出中立性・外国税額控除方式が支持されることと、昨今の国外所得免税移行論の盛り上がりとは、どのような関係にあるのか。まず、資本所得課税のみの文脈においても、外国税額控除方式と国外所得免税方式のどちらが最適とされるかについては、モデルの前提によって大きく左右されるということを変更して想起すべきである。資本輸出中立性の議論が確立した後も、大国・小国の区別や各国の税率変更の可能性を盛り込むなどした様々なモデル論が展開されており、両方式の優劣はモデルによって様々である。資本輸出中立性が最も良く知られた議論の地位を保ってはいるものの、学問的には、両方式の優劣は「時と場合によりけり」と言わざるをえない状況なのではないかと見受けられる。

次に、資本輸出中立性が資本所得課税についての議論であり、昨今の国外所得免税移行論が主に事業所得課税についての議論であるという違いに注目すべきである。企業段階のみの課税に着目し背後の投資家を無視する議論は、理想的には包括的所得課税ではなく付加価値税の議論に近い。しかし、理想的に包括的所得課税と付加価値税のどちらを基礎と

* 立教大学法学部助教授

した議論であるかといったことについて、実務的な立場から国外所得免税移行論を唱える者だけでなく学問的な志から国外所得免税移行論を唱える者にとっても、重要視されていないのではないかと見受けられる。これは、企業段階の課税を背後の投資家段階に帰着させて論ずることの虚しさに基づき、企業段階の課税が現にあることを前提として議論せざるをえないという意識に基づくのではなかろうか。そうすると、これは国内課税の文脈における実現主義の必要性の議論と類似しているといえる。

理論的整理が前記のように不十分な中でも現実の税制問題について提案を出さねばならないことはあろう。2005年報告書は国際租税政策論において様々な論があることを背景としてやや見切り発車的に出された改革論として見るべきであると思われる。

I. 序論

I-1. 研究の意義

タイトルにある研究課題と、私の個人的な研究履歴との関係についてまず述べさせていきたい。私はこれまで主に PE（恒久的施設）及び所得源泉について研究してきた¹⁾。そして所得源泉（所得の地理的な割当）については或る程度の見通しがたつようになったが、源泉地国課税と居住地国課税との関係について整理できていない、という課題が発生した。

この課題に取り組む作業の一環として、アメリカにおいて全世界所得課税・外国税額控除方式（worldwide system・credit method）から国内所得課税・国外所得免税方式（territorial system・exemption method）へと移行すべきかについての議論が活発化していることに注目してきた²⁾。この度続編を報告するよう依頼を受け³⁾、丁度その頃、連邦租税改革大統領諮問委員会報告書「簡素、公正、そして成長へ：アメリカ税制確定の提案」（以下「2005年報告書」と略す）⁴⁾

が公表されており、国外所得免税等への移行が提案されていたので、これを中心的な素材として扱った。学者レベルでは国外所得免税移行論が1990年代頃から活発化しはじめたように見受けられるが、まだ学者レベルの議論にすぎないという印象であった。学界で有力になりつつあった国外所得免税移行論が漸く政府レベルで議論された恐らく初めての報告書、という位置付けが2005年報告書に与えられよう。

さて、本稿は続編であるが、残念ながら前記の課題（源泉地国課税と居住地国課税との関係）の答えには至っていない。結論から先に述べると、アメリカにおいても国際租税政策とアメリカの国益との関係について理論的な整理が充分には煮詰まっていないまま、議論をしているという印象を受ける。

I-2. 本稿の流れ

II章では、伝統的な国際租税政策論を確認し、

- 1) れぞれ、浅妻章如「恒久的施設を始めとする課税権配分基準の考察—所謂電子商取引課税を見据えて—」国家学会雑誌115巻3・4号321-382頁（2002）、浅妻章如「所得源泉の基準、及び net と gross との関係（1～3・完）」法学協会雑誌121巻8号1174頁、9号1378頁、10号1507頁（2004）。
- 2) 浅妻章如「全世界所得課税+外国税額控除の再検討」ファイナンス475号75-79頁（2005年6月）。
- 3) 本稿は2006年1月20日の研究会にて報告した内容を基にしている。
- 4) The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform "Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System" (Final Report - November 2005).

次いで国際所得免税移行論を再度簡略に紹介する。Ⅲ章で2005年報告書の国際課税の部分を紹介する。Ⅳ章では、伝統的な国際租税政策論の

対象である資本所得課税と国際所得免税移行論の対象である事業所得との関係について考察する。

Ⅱ．これまでの議論

Ⅱ－１．伝統的な国際租税政策論

伝統的には二つの中立性が国際租税政策に影響すると考えられてきた。第一は資本輸出中立性であり、資本が一定であるという前提の下でどこに投資するかについての中立性（資源配分の中立性）である。第二は資本輸入中立性であり、投資先が決定されているという前提の下でどこで貯蓄するかについての中立性（貯蓄と消費の選択についての中立性）である⁵⁾。

なお、資本輸入中立性について念のために確認しておくべきことがある。資本輸入中立性と競争中立性とで混同が生じかねないが、両者は場面を異にする。資本輸出中立性にしても資本輸入中立性にしても、資本投資と所得課税との関係を念頭に置いて論じられるものである。これに対し、競争中立性とは、或る国で事業を営む企業がその居住地国の違いに関係なく同じ条件で競争できるとするためにどのような課税が中立的かを論ずるものであり、資本所得ではなく事業所得に関係するものである。競争中立性の観点からも居住地国課税が邪魔であるという点が、資本輸入中立性のためには居住地国課税が邪魔であるという点と同じであるため、混同が生じかねないのであるが、事業活動に関する課税の問題であるか貯蓄・投資に関する課税の問題であるかの違いがあるのである。この違いはⅣ章での考察と関係する。

なお、資本輸出中立性を重視するのは全世界的な厚生を最大化の見地によるものであり、資本輸出国の国内の厚生を最大化の見地（国家中立性）からは外国税額所得控除方式（deduction method）が推奨される。しかし、国家中立性や外国税額所得控除方式は国際税制の教科書で言及されるという程度の位置付けにすぎず、これまで資本輸出中立性・資本輸入中立性のような国際税制上の指導原理の地位を得ていない。

Ⅱ－２．アメリカの国際租税政策論概観

Ⅱ－２－１．全世界所得課税・居住地主義の伝統

アメリカは1920年代の Thomas S. Adams 以来、全世界所得課税・外国税額控除方式を採用してきた。事業所得に対し源泉地国が優先的に課税権を有するものの、源泉地国での課税が不十分な場合には租税回避防止網として居住地国がバックアップ的な課税権を有する、という考え方であり、Adams 教授は経済学者であるものの効率性よりも主に執行可能性を重視して制度設計した、とされている⁶⁾。

外国税額の控除限度額ルールについては歴史の変遷があるものの、全世界所得課税・外国税額控除方式自体については当然視されてきたものと見受けられる。とりわけ、インターネットが普及し始めて電子商取引に対する税制の対応

5) 主に Jacob A. Frenkel, Assaf Razin & Efraim Sadka, *International Taxation in an Integrated World* (The MIT Press, 1991) による。この他の代表的な参考文献として、Peggy B. Musgrave, *International Tax Base Division and the Multinational Corporation*, 27 *Public Finance* 394 (1972) ; Koichi Hamada, *Strategic Aspects of Taxation on Foreign Investment Income*, *Quarterly Journal of Economics*, vol. 80, pp. 361–375 (1966) 等がある。

6) このあたりの事情については Michael J. Graetz & Michael M. O'Hear, *The "Original Intent" of U.S. International Taxation*, 46 *Duke L.J.* 1021 (1997) を参照。

が議論され始めた1996年から1998年頃は、アメリカ財務省の報告書⁷⁾の影響もあって、「居住地主義でなければ課税は事実上無理である」といった論調が目立った⁸⁾。

II-2-2. 国外所得免税移行論

しかし、前記の電子商取引課税とは別の筋で、全世界所得課税・外国税額控除方式を見直す議論が活発化してきた（Hufbauer（1992）⁹⁾が鎗矢的存在であると目される）。その幾つか¹⁰⁾を拙稿・註2で紹介したが、国外所得免税移行論とだけいうとやや語弊があり、純粋な worldwide system（課税繰延なし、外税控除限度なし）も純粋な territorial system（passive income も免税）も現実にはない中で、準 worldwide system（課税繰延あり、外税控除限度あり）から準 territo-

rial system（passive income には課税）への移行が議論されている、と大まかには言えよう。

II-2-3. 国際租税政策論の動機

国際租税政策論は、各国それぞれの事情そして各時代を背景として提示されることが多い。そのため、資本輸出中立性のように一般的・普遍的に妥当することを意図した学問的な志による議論なのか、それとも理論的根拠を援用しながらも実はそれぞれの国の利害に基づくビジネス的・実務的な議論¹¹⁾なのか、の見極めが困難なことがある¹²⁾。

昨今の国外所得免税論はどちらなのか。拙稿・註2で紹介した3論文は、企業組織（特に多国籍企業）の形成に関する経済学的知見を国際租税政策に応用する、という要素を含んでおり、

7) U.S. Treasury, Selected Tax Policy Implications of Global Electronic Commerce (1996).

8) しかし、(私の見たところ、という印象にすぎないが) こうした論調が目立ったのはアメリカ財務省・註7を真に受けた租税実務家による論文が多かっただけなのではないか、とも思われる。アメリカの租税法学者の中には、源泉地課税の重要性・必要性を訴えかける者もあった。例えば Doernberg 教授なり Graetz 教授なり Avi-Yonah 教授なりである。

9) Gary Clyde Hufbauer (assisted by Joanna M. van Rooij), U.S. Taxation of International Income: Blueprint for reform (Institute for International Economics, 1992). 金子宏・国家学会雑誌108巻7=8号981頁参照。

なお、Hufbauer（1992）の理論的価値は乏しいかもしれない。とりわけ、「アメリカの競争力」といったものは、マクロ経済学の常識からすると的外れである、なぜならば国と国が競争しているわけではなく、国の競争力という観念はきちんと定義されていないからである、と言われる。この点、国の競争力ではなく「アメリカ企業と外国企業との競争」ならば、アメリカ企業に対してのみ重い税負担を課すことでアメリカ企業が競争上不利になる、ということが考えられる。しかし、だからといって輸出を促進することがアメリカの国益に適うかはまた不明である。 $Y=C+I+G+NX$ （生産＝消費＋投資＋政府支出＋純輸出）という恒等式の関係からすれば、純輸出以外の数値を与件とすると、或る産業の純輸出増加は別の産業の純輸出減少をもたらすにすぎない。また、 $NX=(Y-C-G)-I$ であり $Y-C-G=S$ （生産－消費－政府支出＝貯蓄）と置き直せば $NX=S-I$ （純輸出＝貯蓄－国内投資）であるから、純輸出は貯蓄が国内投資を上回っていること（国外に投資されていること）の裏返し関係であるにすぎない。結局、貯蓄を増やしたり国内投資を減らしたりすることなしに輸出を無理に増やすことは不可能であるし、またそうすることが真にアメリカの国益（それは決して輸出企業の利益などではなく、一般的に考えれば国民全体の経済厚生といったものであろう）の増進に結びつくと考え真つ当な経済学者はいない、とされる（マンキュー『マンキュー経済学Ⅱマクロ編』348－351頁、飯田泰之『経済学思考の技術』153－161頁等参照）。

10) Terrence R. Chorvat, Ending the Taxation of Foreign Business Income, George Mason Law & Economics Working Paper No. 00-16 (2000); Mihir A. Desai & James R. Hines Jr., Evaluating International Tax Reform, 56 National Tax Journal 487 (2003).

11) 例えば、II-2-1 後段で見た電子商取引課税の議論における居住地主義の提唱など。

12) 私は前者が後者よりも高尚であるなどと言いたいのではない。後者の類の議論は現実世界でなくてはならないものであるし、現実世界では学者の（時に自己満足的な）理論的整理など待っている暇がないこともある。私はただ、後者の類の議論についてはその射程について注意すべきである、と言いたいだけである。

こうした議論の展開の仕方は流行であるのかもしれない¹³⁾。他方、Hufbauer（1992）は露骨に輸出促進を訴えかけるなど、後者の側の論文という色彩が濃いように見受けられる¹⁴⁾。昨今の国外所得免税移行論に触れる際には、通商・貿易の観点を含むことがあるかもしれないという点に留意すべきであろう。

II-2-4. 伝統的な国際租税政策論とここで見た国際租税政策論との関係

資本輸出中立性・資本輸入中立性という伝統

的な国際租税政策論が資本所得課税についての議論であるのに対し、II-2-1後段の電子商取引課税は事業所得についての議論である。また、II-2-2の国外所得免税移行論も中心は事業所得についてである。こうした事情は、資本輸出中立性が教科書的には分かりやすいことと裏腹に、現実の課税における妥当範囲は実は狭いのではないか、という疑問を提起させる（IV章参照）。

III. 2005年報告書（主に国際税制の部分）について

III-1. 全体について

改革の目的は、タイトルにあるとおり、複雑さの排除、公正さの増進、経済成長の促進である¹⁵⁾。改革の内容は次のようにまとめられている——●簡素化、●累進性を維持しつつ税率を低くする、●家保有や慈善寄附の優遇を拡充し無税健康保険を拡充する、●貯蓄・投資の阻害要因を除去する、●alternative minimum taxの廃止¹⁶⁾。

そして2005年報告書は二つの提案をする。一つ目のSITP（The Simplified Income Tax Plan：簡素化所得税プラン）は、従来の制度と連続した改革案、二つ目のGITP（The Growth and Investment Tax Plan：成長と投資のための課税プラン）は消費型所得課税の改革案である。本稿では国際課税の部分を取り上げる。

III-2. 国際課税について

現在の制度の問題として次のような認識が示

されている¹⁷⁾——第一に、外国子会社からの配当については、納税者が課税のタイミングを選べるようになってしまっており、キャピタルゲイン課税のタイミング選択と同様の状況にある。このため、投資行動に歪みを生じさせてしまっている。第二に、企業の租税回避の努力次第で外国源泉所得についての税負担はまちまちになってしまっている。第三に、外国税額控除制度は濫用を防ぐために複雑なものとなっているが、しかし外国源泉所得から十分な税収が上がっているわけではない。そしてこの複雑な制度はアメリカ企業に高いコストを課してしまっている。

こうした認識から、アメリカの競争力をサポートする公平な競争環境を構築して、第一に経済的歪みを減らし、第二にアメリカの国際租税の公正さを増進させる、という目標を立てる¹⁸⁾。そして、SITPの文脈ではterritorial system（国内所得課税・国外所得免税）を、GITPの文脈ではDestination-Basis Taxation（仕向地主義課

13) Chorvat（2000）やDesai& Hines（2003）は（とりわけ後者は）、現実への当てはめはともかくもとりあえず学問的好奇心に動機付けられて執筆された、という色彩が濃いと見受けられる。

14) ただし註9で触れたように国益のための議論としての妥当性にも疑問符が呈せられているが。

15) 国際課税改革は主に経済成長と関わる。

16) この段落について、2005年報告書xii - xiii頁。

17) 2005年報告書102-103頁。

18) 2005年報告書105頁。

税）を提案する。

Ⅲ－３．SITP：国外所得免税について

これは、CFC（被支配外国会社）の active income に由来する配当及びアメリカ法人の外国支店を免税とし、cross-border 投資を現状よりも簡素・平等に取扱うことで、アメリカの事業をより競争力のあるものにし、一方で tax planning の余地を減らす、というものである。

Ⅲ－３－１．現在の税制の問題

現在の税制下では、アメリカ企業が例えば第三国である X 国に子会社を設立して同国でフランス企業の子会社と競争するという場合に不利である、という。また、外国子会社の所得についてはアメリカに送金しなければアメリカの課税がかからないことから、仮にアメリカの方に税引前基準でもっと有力な投資先があっても税引後基準では X 国に再投資した方が有利になる、といった歪みが生ずる虞がある、という。また、国内の費用を巧みに利用することで、実質的に現地企業より税負担を低くすることも場合によっては可能である、という¹⁹⁾。

そこで国外所得免税が提案される²⁰⁾。改革の結果として、効率性及び簡素化という利益が得られるようになる、という²¹⁾。

Ⅲ－３－２．二種類の所得分類

アメリカ法人の外国子会社及び外国支店が外

国で稼いだ所得については、Foreign Business Income（国外事業所得）と Mobile Income（可動的所得）という二つのカテゴリーに分類する、とする。

Foreign Business Income とは、外国子会社が外国での積極的の事業によって得た所得であり、gross ではなく費用控除後の net income である。そしてこのカテゴリーの所得は、一般的にはアメリカで免税とする、つまり、外国子会社からアメリカ法人に配当されても、アメリカ法人の段階では課税しない²²⁾、ということである。しかし、利子や使用料は外国子会社段階での所得計算において控除可能であるので、こうした支払についてはアメリカで課税する、とする。また、外国支店の所得についても外国子会社の所得と同様に扱う、とする。この他、免税所得を生み出す資産の譲渡損益は税務上無視されるし、免税とされる国外所得に外国税額控除は適用されない、とする²³⁾。

Mobile Income とは受動的かつ高度に動きやすい所得（passive and highly mobile income）のことであり、外国で課税されない所得（例えば外国子会社からアメリカ法人に利子が支払われる場合）も含まれる。これについてアメリカが現在と同様に課税し続ける、つまり、外国税額控除制度を適用する、という。尤も、現在のバスケットルールをやめて限度枠は単一にする²⁴⁾、

19) この段落について、2005年報告書132頁。

20) 国外所得免税であるならばアメリカ企業の X 国子会社がフランス企業の子会社との競争において不利になるということがない。また、国外所得免税であるならばアメリカに資金を戻すか X 国に再投資するかを選択を歪めることがない。また、国外所得免税であるならば、国内の費用が外国子会社の所得に影響しない。

21) この段落について、2005年報告書134-135頁。

22) ただし、アメリカ法人から更に個人株主に配当が支払われる段階では、課税する。

23) この段落について、2005年報告書239-240頁。

24) 浅妻註：様々な国の外国税額控除制度の中でも、バスケットルールはアメリカ特異のものである。一般には、一括限度額方式の下では低税率国所得と高税率国所得とで控除限度額の彼此流用が可能となってしまう自国の税額が減ってしまう一方で、国別限度額方式の下ではそうした彼此流用ができないので濫用が防げる、という形で議論がなされる（尤も、一括限度額方式の下における控除限度額の彼此流用が悪いと評されるべきことなのかについては、議論がある。例えば、Michael J. Graetz, Foundations of International Income Taxation, section 4.4 (Foundation Press, 2003) 参照)。アメリカの制度は、国別ではなく所得の種類別に限度額の枠を設定して（これがバスケットと呼ばれる）控除限度額の流用を防ごうとしている、という特徴がある。バスケットルールをやめるのでは濫用が生じそうなのではないか、という疑問がまず生ずる。が、恐らく、これ

とする²⁵⁾。

なお、金融サービス事業者は、能動的事業を営む中で Mobile Income を得ることがあるので、それを Foreign Business Income として扱う特別なルールと、濫用対策規定が必要となる、とする²⁶⁾。

Ⅲ－３－３．費用の配分

国際税制論議では、どういう所得にどういう課税をするかだけではなく、費用を国内外にどう配分するかも重要である、という認識が高まっている。2005年報告書でも、国外所得に帰すべき費用がアメリカの課税所得から控除されることを防がねばならない、という。尤も、どの費用が国外所得に帰すべきなのかは理念的な問題としては難問である。所得に元々は地理的属性がないのと同様、費用にも元々は地理的属性がないのである。

2005年報告書は、とりあえず次のようにいう。第一に、国外負債：国外資産の比が全世界負債：全世界資産の比より低い限りで、利子費用控除は否認する、とする。第二に、一般管理費は、gross の外国関連者所得：全世界所得の比で按分し、更に外国の免税所得と非免税所得との間で配分する、とする。第三に、研究実験費用は国内源泉所得と外国源泉 Mobile Income の間のみ配分するとし、全ての使用料はアメリカの税率で課税されるので国外免税所得への配分はない²⁷⁾、とする²⁸⁾。

Ⅲ－３－４．租税回避対策等

その他、法人の居住地の決定基準として管理支配地基準も盛り込むことや、移転価格対策の

重要性が更に高まることや、Foreign Business Income を得ている事業者に開示義務を課すことなども述べられている²⁹⁾。

Ⅲ－４．GITP：仕向地主義課税について

これは、国内消費を課税ベースとするというものである。これにより、外国多国籍企業（および国内投資家）の国内への投資に誘因を与えること、そして国内生産と輸入について環境（playing field）を等しくすることを目指す、という。

Ⅲ－４－１．仕向地主義・原産地主義

仕向地主義とは仕向地（消費地。国際貿易の場合は輸入国）のみが課税するというものであり、輸出免税（輸出時に国内で既に課せられてきた税額を還付する）・輸入課税（輸入事業者の仕入税額控除を否定するか、或いは輸入時に価額×税率の負担を課す）の手続きをとることになる。仕向地主義の下では、生産地が国内か国外かを問わず全ての国内消費が等しく扱われることになる。輸出免税が一見輸出補助金に見えるが、仕向地主義課税が導入されても無税の場合と比べ貿易バランスに影響がない、という³⁰⁾。

原産地主義とは原産地（生産地。国際貿易の場合は輸出国）が課税するというものであり、輸入については非課税となる（輸入事業者の課税ベースから輸入額を控除するか、あるいは輸入時に課税することをしない、ということになる）。原産地主義の下では、消費地が国内か国外かを問わず全ての国内生産が等しく扱われる

まで限度額の流用が行われていたのは主に事業所得の（規定上はその他所得の）バスケットについてであるので、事業所得について国外所得免税とするならばバスケットルールで限度額の流用を心配する必要が少なくなる、というつもりなのであろう。

25) この段落について、2005年報告書240-241頁。

26) この段落について、2005年報告書241頁。

27) 研究実験費用から積極的事业による所得が生まれることはないという前提なのであろうが、どうしてそういう前提をとることができるのかは定かでない。

28) この段落について、2005年報告書241頁。

29) この段落について、2005年報告書242頁。

30) この段落について、2005年報告書167-168頁。

ことになる。一見国内製造業者に不利に作用するように見えるが、為替が調整されてドルが減価すれば、輸出時の価格が税額分上昇するだけであって、外国の消費者が自国通貨で支払う価格は変化しない、という³¹⁾。

尤も、「原産地主義でも仕向地主義でも無税の場合の貿易パターンを歪めない」という主張は「現在の所得税から消費税に移行することが貿易に何ら影響しない」ということまでも意味するわけではなく、現在の税制は一部の産業に他より重い税負担を課している、という³²⁾。

Ⅲ－４－２．執行の観点からの仕向地主義の提案

2005年報告書は、原産地主義より執行しやすいという理由で仕向地主義を提案する、という。原産地主義の下では（現在の所得課税の下におけるのと同様に）移転価格の誘因が残ってしまう³³⁾が、仕向地主義の下では、課税ベースは国内消費であるため国際取引の価格は課税ベースに影響せず、移転価格の誘因がない、という³⁴⁾。

しかし、仕向地主義なら完璧であるとも主張しているわけでもない。第一に、仕入にかかる控除と輸出にかかる免税とを監視する必要があり、財やサービスが真に輸出されたのか、そしてそれはいつなのかについてのルール（権限移転を基準にするなどのルール）が必要となる、

という。第二に、アメリカ市民が外国で購入すれば輸入にかかる税を免れることができってしまうため、外国で購入する誘因が働く、という。第三に、欠損を抱える国内事業と輸出事業との間での費用の配分についてルールが必要である、という。第四に、輸入者が課税事業者でない場合は課税が実効的でなくなる可能性があり、とりわけインターネット販売等で深刻な問題であり、特別な徴税メカニズムが必要である、という³⁵⁾。

Ⅲ－４－３．生産地・投資先選択に関する誘因について

GITPの下では新規投資について即時に全額が損金算入されるので、このことは外国資本がアメリカに投資することを魅力的なものとする、という。更に、仕向地主義課税は生産地に依存しないので、アメリカの多国籍企業が国外に生産を移す誘因もない、という³⁶⁾。

Ⅲ－４－４．その他

GATT/WTOルールにより、直接税の国境税調整は禁止されている一方で間接税については可能であるという違いがあるところ、GITPは控除方式の付加価値税と同じであるため、国境税調整は可能である、という³⁷⁾。また、GITPは従来の所得課税から大きく変わるので、租税条約を締結している国々との関係では条約を再

31) この段落について、2005年報告書168－169頁。

32) この段落について、2005年報告書169頁。

33) 関連する類似の問題として次のようなものもある。外国法人がアメリカ事業者から\$100の製品を購入し、一年後\$110を支払うと約したが、\$90の購入と\$20の利子であるとしてこの取引を報告する、という租税回避の問題である。2005年報告書170頁。

34) この段落について、2005年報告書169－170頁。

35) この段落について、2005年報告書170頁。

36) この段落について、2005年報告書170－171頁。

37) ただし2005年報告書自身が続けて「しかし、この主張が認められるか定かでない」（172頁）とも述べているので、自信があるわけではないのかもしれない。他の国では所得税と付加価値税が並存している中で付加価値税についてだけ国境税調整を行なうのに対し、アメリカがGITPのみで税収を賄いGITPについて国境税調整を行なうことが、単にGITPが付加価値税に近い方式で設計されているという一事を以って正当化されてよいのか、といった反論が（例えば欧州諸国側から）提起されるかもしれない。こうした議論は、突き詰めていけば国境税調整が直接税については許されず間接税については許されるとしていること自体の理論的根拠の薄弱さにも繋がると思われる。

交渉する必要が生ずる，という³⁸⁾。

III-5. 2005年報告書についての所感

一読した印象として，新しい課税方法の模索というよりも，全体的に，課税しようと思っていたが上手くいかない部分について課税を諦める方向（投資への課税の諦め，国外所得への課税の諦め）を目指しているようである，と感じる。なお，主に執行の観点から包括的所得概念の理想を仕方なく諦めているのか，それとも特にGITPに表れているように経済成長のためという積極的な理由から消費型所得概念を理想とする方向に舵を切ったと見てよいのか，まだ判断しがたい。

国外所得免税や仕向地主義課税についても，或る種の諦めに基づいているのかもしれない。これまでのアメリカは，頑なに全世界所得課税の原則を採りつつ輸出優遇税制を練り上げる，という策をとってきた。欧州の国外所得免税や付加価値税の国境税調整が適法である一方で付加価値税に頼らないアメリカの輸出優遇税制が違法であるというのは，通商法理論の観点からはともかく租税法理論の観点からはナンセンスである，といった意識が租税法学家（アメリカ

の租税法学家に限らず³⁹⁾の間で根強かったのではないかと思われる。しかし，遂に現状のまままで通商協定の審査をパスすることを諦め，或る輸出優遇税制が通商協定違反か否かは問題となる規定が上位の原則的規定の例外的位置付けであるか否かで判断されているという判断構造に適合させるために，アメリカも原則からして国外所得免税であるとする，或いは原則からして付加価値税的な国境税調整であるとする，という法律構成を狙っているのかもしれない。

最後に，タイトル通りアメリカの経済成長を目指すという動機は明確に打ち出されているが，なぜ経済学者の失笑を買いかねない「アメリカの競争力」(U.S. competitiveness)といった用語法をしているのかは理解に苦しむ。Hufbauer (1992)と同レベルの議論，つまり，経済理論を装いながら真に国益に適うか否かも危うい議論を展開している，とも見られかねない。次章で検討するように，学者レベルでは国外所得免税移行論が全世界的見地にせよ一国の見地にせよ厚生増進に繋がるかについて確信が得られてはいないと見受けられ，そうした中で2005年報告書は見切り発車的に議論を打ち上げた，と見るべきかもしれない⁴⁰⁾。

IV. 考察

IV-1. 資本所得課税の文脈における資本輸出中立性の強固さ

I-1において国外所得免税移行論が活発化していると述べたが，学界で多数派なのかとい

う学説分布までは分からない。少なくとも有力説の地位にまでのし上がっていることは間違いないと思われるが，他方で依然全世界所得課税を支持する学者も少なくない，とも聞く⁴¹⁾。後

38) この段落について，2005年報告書171-172頁。

39) ただし，アメリカの租税法の中にも例えば Paul R. McDaniel, The David R. Tillinghast Lecture: Trade Agreements and Income Taxation: Interactions, Conflicts, and Resolutions, 57 Tax L. Rev. 275 (2004) (大意としては，アメリカの輸出優遇税制はやはり政治的な主張にすぎず通商協定違反とされても仕方ない，とする論文)のような論文があることは一応でも指摘しておくべきかもしれない。

40) 2005年報告書の中では様々な実証的データが掲載されているが，国際課税に関しては図表・数値表があまりない，ということも，やや見切り発車的な議論であることの表れであるのかもしれない。

41) これについてはアメリカに留学中の大澤麻里子氏の協力を得ることができた。記して感謝申し上げる。「少

者の拠り所は何と言っても資本輸出中立性である。また、国外所得免税移行論が活発化したと言っても、投資所得については依然資本輸出中立性が妥当し居住地主義（全世界所得課税・外国税額控除方式）が妥当する、という議論が殆どである。

では資本輸出中立性は真に強固なのか。ここで、経済学者の議論、とりわけモデルを利用した議論は、モデル自体の前提が設定された瞬間に結論も決まってくるものである、ということに改めて想起したい。そして様々なモデルの中でどのモデルの前提が現実を尤もらしく描写しているかが論じられる。資本輸出中立性のモデルの前提は尤もらしいのであろうか。

資本輸出中立性は資本所得課税についての議論である一方、Ⅱ-2-2やⅢ-3の国外所得免税移行論は主に事業所得課税についての議論である、という違いが最も重要であるが、その検討は次節に譲り、本節では資本所得課税と事業所得課税との違いに関係のない部分を述べる。

もちろん、資本輸出中立性の議論が固まった後も、経済学者がこの議論をやめたわけではない。様々にモデルの設定をいじって議論が継続されている。例えば、大国・小国という区別をして最適な戦略が変わってくると論じるものがある⁴²⁾。なお、大国とは自国の租税政策の変更による国内向け・国外向けの投資量の変化が世界の収益率に変化を与えるもの、小国とは世界の収益率に変化を与えないもの、である。

また、伝統的な資本輸出中立性では二国で予め異なる税率が設定されている状況が議論されているが、二国がそれぞれ国外所得免税方式か外国税額控除方式かを選択した後、各国で税率

を設定するという二段階ゲームの形でモデルを組む議論もある⁴³⁾。そこでは、均衡において両国は国外所得免除方式を選択することが均衡であり（相手国がどちらの方式であっても自国としては国外所得免税方式を選んだ方が厚生が高くなる）、かつ、両国が国外所得免税方式を選択した場合に厚生が高くなる、と結論付けられている。しかし、著者は必ずしも結論を一般化しようとはしてなく、二国が小国であるという前提が影響しているのであろうと注意書きを述べている。

確かに伝統的な資本輸出中立性の議論は我々租税法家のような経済学の素人にも理解しやすい。しかし、その後の経済学者のモデル設定が、大国・小国という区別を持ち込んだり、税率設定という順番を組み込んだり、或いは他にも資本移動が対称的か非対称的かとか差別的税率が許容されるか否かとかいった様々な要素を考慮するものとなっているようである。このようなモデル論の発展を見ると、伝統的な資本輸出中立性の議論が、資本量が一定であり、大国・小国の区別や資本移動の対象性・非対称性の区別もなく、国が税率を変更する可能性もなく、差別的税率も考えられていない、といった具合に限定された状況下での、しかも資本所得課税に限定された議論であるということに、改めて思いが至る。

モデル論が様々な前提を考慮していくうちに、次第に一定の結論へと収斂していくのであろうか。モデルの組み方次第で最適な税制についての結論が変わり百家争鳴の感がある現状を見ると、とりあえず現段階で言えることは「外国税額控除・国外所得免税両方式の優劣論は時と場

なくない」どころか、大澤氏を通じたヒアリングによれば（ビジネス的・実務的な議論をする者はともかくとしてアカデミックな議論をする）学者の中では「圧倒的に多い」ということである。日本で論文を見ている限りでの印象とは異なっており驚きであった。

42) 岩本康志「国際資本移動と租税協調～国際課税のゲーム的狀況～」岩田一政・深尾光洋編『経済制度の国際的調整』247頁（日本経済新聞社）、小西秀樹「国際資本移動と課税」金融研究11巻4号51頁（1992）等参照。

43) Thomas Dickescheid, Exemption vs. Credit Method in International Double Taxation Treaties, *International Tax and Public Finance*, vol. 11, pp. 721-739, 2004.

合によりけり」ということぐらいのように思われる。ひょっとすると、経済学者が更に議論を突き進めていっても「両方式の優劣論について普遍的な結論はない」という結論が得られるだけかもしれない。

IV-2. 資本所得課税と事業所得課税との関係

資本所得課税だけの文脈においても資本輸出中立性の議論の限定性に改めて思いが至る上に、昨今の国外所得免税移行論は主に事業所得についての論である、という違いがある。この違いはどう理解すればよいか。

IV-2-1. 所得の流れを単純化したモデル

資本所得課税と事業所得課税との関係及び資本輸出中立性論等と国外所得免税移行論等との関係を理解するため、所得の流れを単純化すると、次のようになろう。



(1) 投資家 A が企業 B に出資や貸付の形で投資する。企業 B が製造・販売等の事業を営み、企業 B が消費者 C から所得を得る。企業 B は事業所得課税を受け、企業 B が所得を配当や利子の形で投資家 A に分配し、投資家 A は資本所得を得て資本所得課税を受ける。

(2) 実際には企業 B と消費者 C との間に企業間取引が介在することがある。例えば企業 B と消費者 C との間に企業 D が介在することがある。しかし企業 D と企業 B との関係では付加価値税でも所得課税でも仕入の控除が可能なので基本的には二重課税の問題が発生しない。そのため、企業 D は無視でき、(2)図における企業 B・企業 D に対する課税は(1)図における

企業 B に対する課税と同視して大過ない。

(3) 企業は事業所得課税を受けるだけでなく資本所得課税を受けることもある。投資家 A と企業 B との間を仲介する企業 E が介在しているという状況であり、典型的には企業 E は金融機関であったり企業 B の親会社であったりする。(3)図における企業 E に対する課税は(1)図における投資家 A に対する課税と同視して分析すべきか(1)図における企業 B に対する課税と同視して分析すべきか、混乱ししやすい。従来、国際税制は所得の種類に着目して課税権を源泉地国・居住地国間で配分するという形(classification and assignment approach と呼ばれる)で議論されてきたことから、(3)図における企業 E に対する課税は(1)図における投資家 A に対する課税と同視して議論されることもありうる。国外所得免税移行論者でも多くは portfolio 投資の所得について居住地主義を支持していることも、その例であるかもしれない。しかし、(3)図における企業 B と企業 E の課税関係を見ると、或る程度二重課税が排除される仕組みになっている。企業 B が企業 E に利子を支払う場合には企業 B が所得から控除できるし、支払が配当である場合でも企業 E が企業 B の親会社である場合には受取配当益金不算入により二重課税が排除される。そして、II-2-2 や III-3 の国外所得免税移行論が外国子会社と外国支店との扱いをなるべく揃えようとしている点も踏まえると、(3)図における企業 E に対する課税は概ね(1)図における企業 B に対する課税と同視して議論されていると整理できるのではなかろうか。

IV-2-2. どの場面の課税に焦点が当たっているのか

さて、資本所得課税に関する資本輸出中立性等の議論は包括的所得課税を前提とした議論であり、前記(1)図の企業 B の段階での課税も究極的には投資家 A に帰着したのものとして論じれば一応完結的な議論となる。他方、(1)図の企業 B の段階での課税だけを念頭に置いたモデルは、企業 B から更に投資家 A に分配等がさ

れた後の課税を視野から除いていることになるので、理念的な整理としては所得課税についての議論ではなく、付加価値税（消費型所得課税）についての議論に近づく。

では、国外所得免税移行論が(1)図の企業 B の段階での課税だけを念頭に置いたものであるとして、「それは究極的には包括的所得課税と適合しないから（Ⅲ－４の GTP のような消費型所得課税移行論ならばともかく、所得課税の枠内で論ずる場合には）モデルとして不適切である」と非難されるべきであろうか。これは、理念的な純粋さをどの程度尊ぶかにもよるが、国外所得免税移行論者の多くは（ビジネス的・実務的な議論をする者だけでなく学問的な議論を志す者であっても）基礎となる課税が包括的所得課税か付加価値税かの違いを重視してないのではないかと目される。企業段階だけの課税を論ずるならば付加価値税を論ずるに近いということの理解は広まりつつあると見受けられるが、理解はしても政策論として重視してないということではなからうか。

思うに、(1)図の投資家 A に着目し、「企業 B の段階での課税も究極的には投資家 A に帰着したものと」するなどして議論することに、虚しさがあるのではなからうか。国内課税においてすら法人税と個人所得税との統合は諦められつつある⁴⁴⁾のに、国際課税において完全統合を前提とした議論をしても仕方がないという虚しさである。(1)図の企業 B の段階での課税を無視することは不可能であり、また企業 B の段階での課税を分析するに当たり投資家 A への負担の帰着まで見通して税制を設計することも不可能である、という執行の限界を踏まえ、直截に企業 B の段階での課税についての国際租税政策論が展開され始めている、と理解されま

いか。

IV－２－３．国内租税政策論と類似しつつあるのか？

従来、国際租税政策論は国内租税政策論とは全くの別物として、単なる技術論として理解されることが主であったかもしれない。しかし、国際租税政策論の抱える課題が国内租税政策論の課題と類似しつつあるのではないかと、という印象を私は抱きつつある。

これまで、国際税制と実現主義との関係が議論されることはあまりなかった。他方で、国内租税政策論においては、包括的所得概念と実現主義との不整合な関係をいかに調和させるか、ということが（ことによると最も）大きな課題であった。しかし、上で見たように、国際租税政策論において資本所得課税のモデルとして企業段階の課税を投資家段階に帰着させることの虚しさがあるといえるならば、これは時価主義が不可能で実現主義を採らざるをえないという事情（及び、法人段階での課税を必要とする事情⁴⁵⁾）と類似する。

また、国外所得免税移行論が親子会社関係については(1)図の企業 B に対する課税と同様に捉えている一方で portfolio 投資については(1)図の投資家 A に対する課税と同様に捉えているらしいと述べたが、法人の portfolio 投資を親子会社関係（直接投資）と別問題として扱うのは国際租税政策論特異のことではなく、国内課税の文脈でもよく見られることである。国際租税政策論において法人の portfolio 投資と直接投資との違いがなぜ強調されるのか私にはまだ良く理解できないでいるが、国内租税政策論の文脈において法人の portfolio 投資と親子会社関係とが整合的に整理されるのを待たねばならないということなのかもしれない。

44) かつて、法人税の負担を個人株主に帰着させて統合を図るインピュテーション方式が理想的な二重課税排除方法であると教科書的には説明されていたが、ドイツがインピュテーション方式を諦めたことに代表されるように、法人税を個人所得税とは切り離された一種の物税的なものとして扱う傾向が強まっているようである。

45) 増井良啓「組織形態の多様化と所得課税」租税法研究30号1頁以下、12頁（2002）参照。

IV-2-4. SITPの国外所得免税とGITPの仕向地主義課税との齟齬？

なお、企業段階の課税として考えると、SITPの国外所得免税とGITPの仕向地主義課税とでは課税権配分がかなり異なるのではないかと、という疑問が湧く。国外所得免税の場合、所得源泉がアメリカの課税の有無を決す。従来の所得源泉は概ね原産地主義的に観念されてきたことからすると、(1)図の企業Bが国内に所在しているか国外に所在しているかでアメリカの課税が決せられる⁴⁶⁾。他方、仕向地主義の場合、(1)図の消費者Cが国内に所在しているか国外に所在しているかでアメリカの課税が決せられる。SITPもGITPもアメリカ企業が外国企業との競争において不利な立場にならないことを目指しているはずであるが、国外所得免税の下で所得源泉を従来通り原産地主義的に把握し続けるならば、その目的に適わないのではないかと、という疑問が湧く。(1)図の企業Bと消費者Cとの間の取引から生じた事業所得の源泉がBとCのどちらにあるとするかは突き詰めると所詮は観念論である、ということをおはかつて論じたことがある⁴⁷⁾。国外所得免税の下で所得源泉を従来から変更して仕向地主義的に構成し直すのであれば、GITPの仕向地主義課税と整合的になるであろう。しかしSITPでは所得源泉ルールを見直す旨の記載は殆どない。

IV-3. 結局、国外所得免税移行論は国益に適うのか

註9で見たように、マクロ経済学の常識からすると、輸出を促進することが国益に適うかは不明であるとされる。しかし、「貯蓄と国内外への投資の配分が変わらない限り純輸出だけが増進することは定義上ありえない」ということまでは確かであるものの、「アメリカの全世界所得課税がアメリカの輸出産業を不利に扱っ

ても何らアメリカの経済厚生を害さない」とまで言うことはできなからう。少なくとも、アメリカがアメリカの輸出産業に対し不利な課税を行えば何らかの死荷重損失が発生するであろうし、死荷重損失の負担がアメリカ国民に全く降りかかってこない、と予想することは現実離れしている。

2005年報告書は、アメリカ企業を不利に扱わないことを目指しているが、不利に扱った場合に死荷重損失がどのように発生しそしてアメリカ国民に降りかかっていくのか、が説明されているわけではない。そのため、不利に扱わないとすることがアメリカの経済厚生をどのように改善させるかも（恐らく改善させるのであろうが）よく分からないままになっている。

最後に、日本への示唆は何か。日本もアメリカと同様に全世界所得課税・外国税額控除方式を採用しているので、アメリカにおける議論が参考にならないはずがない。しかし、国際税制が国益にどのように作用しているかについて理論的な整理がついているわけではないかもしれない中で2005年報告書が見切り発車的に書かれたものであるとすると、参考程度にすぎないともいえる。すぐにアメリカが国外所得免税方式に移行するわけではなからうしGITP・仕向地主義課税に移行するとは尚のことと思えないが、将来アメリカも国外所得免税方式に移行したならば日本の税制も何らかの対応を迫られるであろうし、その際には多少の見切り発車も余儀なくされるであろう。国際租税政策論の現在の理論状況からすると、「○○の税制が良い」といった処方箋がすぐさまできあがるとは思えないので、理論的装いをまとった政策論が提示されても疑ってかかるべきである、という当たり前のことしか本稿は述べられない。私としても、せめて「少なくとも△△の税制は悪い」という消極的な処方箋だけでも提示すべく努力してまいりたい。

46) この場合、移転価格の誘因が依然強く働き続けるであろうし、また、租税競争の圧力が依然強く働くであろう。

47) 拙稿・註1後段。